

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する  
岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程

昭和 54 年 11 月 27 日

訓 令 甲 第 20 号

庁中一般

各出先機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程を次のように定める。

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程

大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）第十七条第五項第五号の規定に基づき、次に掲げる職にある者を岐阜県地震災害警戒本部員に指名する。

- 一 副知事
- 二 秘書政策審議監、総務部長、清流の国推進部長、危機管理部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農政部長、林政部長、県土整備部長、都市建築部長及び会計管理者
- 三 恵那県事務所長

附 則

この訓令は、昭和五十四年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年九月十四日訓令甲第十七号）

この訓令は、昭和五十七年九月十四日から施行する。

附 則（昭和五十八年六月七日訓令甲第十四号）

この訓令は、昭和五十八年六月七日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日訓令甲第二十七号）

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十一月一日訓令甲第四十四号）

この訓令は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則（平成十二年四月一日訓令甲第二十六号）

この訓令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十七日訓令甲第五号）

この訓令は、平成十三年二月二十七日から施行する。

附 則（平成十四年二月十五日訓令甲第一号）

この訓令は、平成十四年二月十五日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日訓令甲第二十五号）

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日訓令甲第二十号）

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月十四日訓令甲第四十号）

この訓令は、平成十七年十月十五日から施行する。

附 則（平成十八年四月一日訓令甲第五号）

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年四月一日訓令甲第八号）  
この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年四月一日訓令甲第四号）  
この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日訓令甲第七号）  
この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日訓令甲第三号）  
この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十一月二十六日訓令甲第二十九号）  
この訓令は、平成二十二年十一月二十六日から施行する。

附 則（平成二十四年四月一日訓令甲第三号）  
この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月一日訓令甲第二十一号）  
この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年四月一日訓令甲第二号）  
この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年四月一日訓令甲第十七号）  
この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日訓令甲第十八号）  
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。